

水道課が行う漏水修繕の範囲を拡大しました

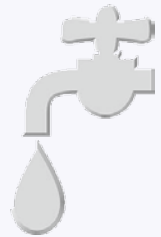
水道課では、漏水などの早期修繕による有効水量の向上を図るため、水道課の費用負担で行う個人給水管の漏水修繕の範囲を拡大しました。詳しくは水道課へ問い合わせてください。

▶漏水修繕の範囲

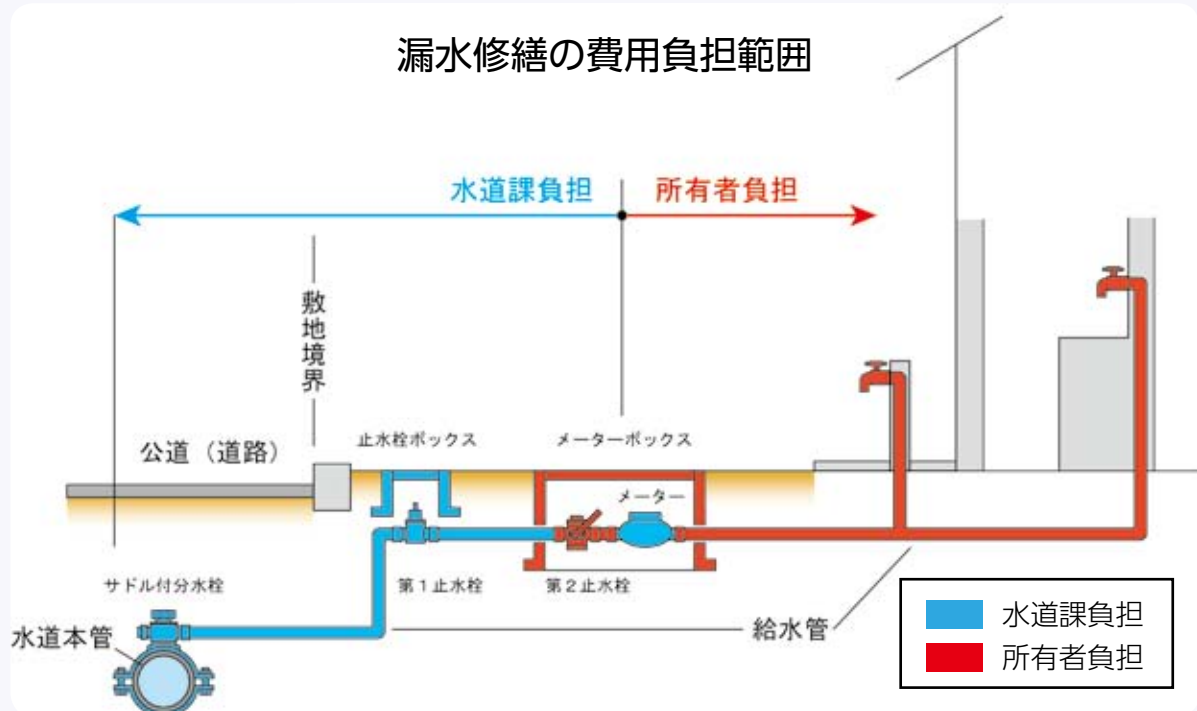
水道本管からメーター器までの間（以前は水道本管から敷地境界までの間）

▶漏水修繕の条件

- 1 漏水原因が自然漏水であること
- 2 第2止水栓およびメーターボックスは、給水管の所有者が負担すること
- 3 漏水修繕に支障となる構造物や植栽の撤去に要する費用は、給水管の所有者が負担すること
- 4 舗装復旧はアスファルトによる仮舗装とし、本復旧費は給水管の所有者が負担すること
- 5 給水管所有者および土地所有者の承諾があること



漏水修繕の費用負担範囲



問い合わせ先 水道課工務班 (☎ 68-1111 内線 594 ~ 596)

「島原市公式Facebookページ」がオープンしました！

島原市からの新たな情報発信手段として「島原市公式 Facebook (フェイスブック) ページ (<https://www.facebook.com/city.shimabara>)」を公開しています。

市からのイベント情報や市政情報など、リアルタイムな情報を発信していきますので、ぜひ、ご覧ください。



検索

島原市公式 Facebook

▶問い合わせ先 政策企画課メディア戦略班
(☎ 63-1111 内線 146)

